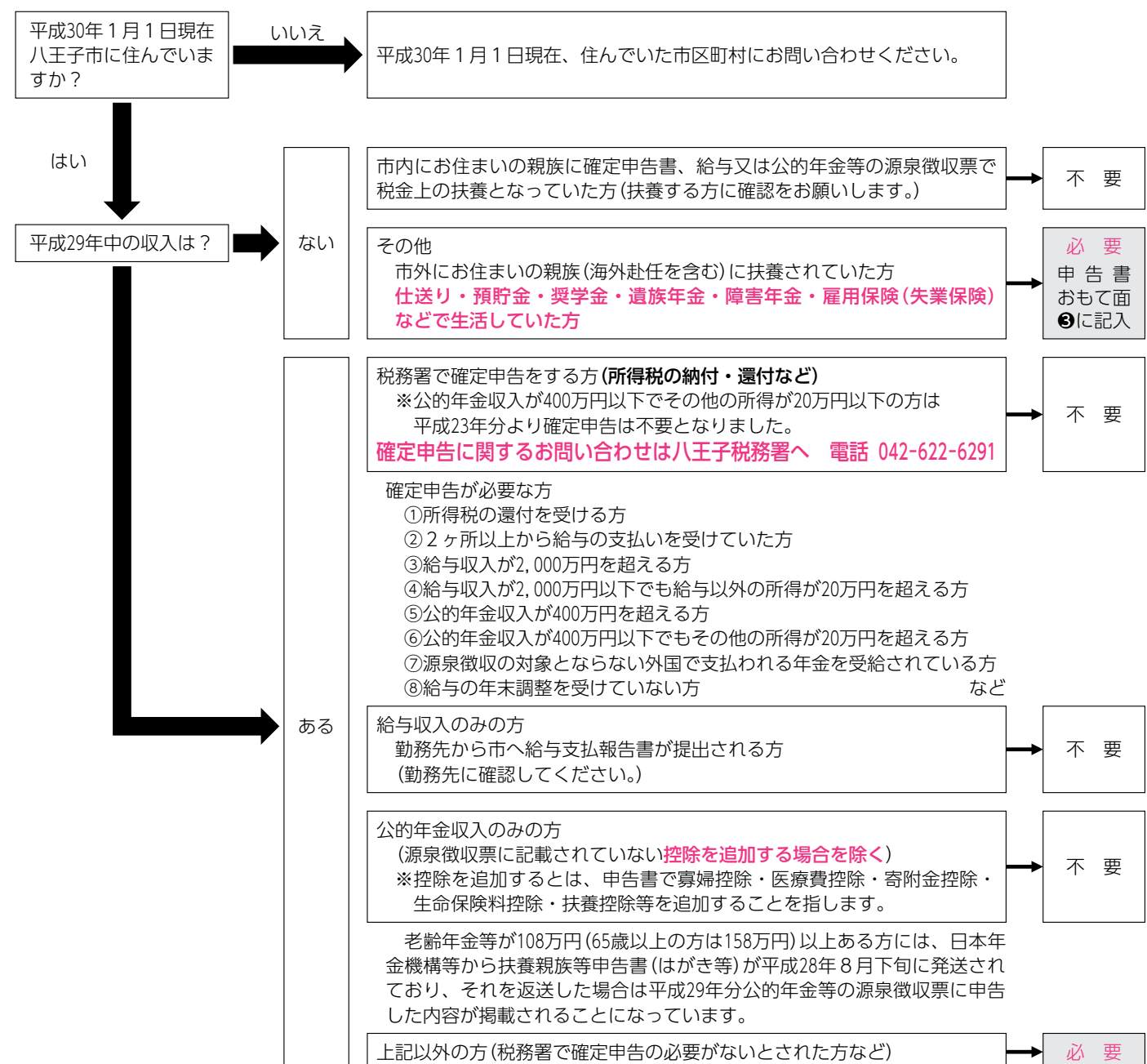


八王子市 平成30年度(平成29年分)市民税・都民税 申告の手引き

提出された申告書は、あなたの市民税・都民税を算出する資料となるほか、課税(非課税)証明書の交付、国民健康保険税の算出や国民年金保険料の審査などの資料となります。下の図を参考にして、申告期限までにご申告ください。

市民税・都民税の申告が必要な方の目安(一般的な例です。該当しない場合もあります。)



申告期限は3月15日(木)です

送付先 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
お問合せ 八王子市税務部住民税課
電話 042-620-7219(直通) FAX 042-627-5918
ホームページ http://www.city.hachioji.tokyo.jp/

○市民税・都民税申告書の書き方は、うら面にあります。

(この申告書の手引きは、平成29年12月末日現在の地方税法に基づいて作成しています。)

給与所得速算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円	0円
651,000円～ 1,618,999円	収入金額-650,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	*収入金額×0.6 (小数点以下切捨て)
1,800,000円～ 3,599,999円	*収入金額×0.7 - 180,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	*収入金額×0.8 - 540,000円
6,600,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.9 - 1,200,000円
10,000,000円～	収入金額-2,200,000円

*印のところはその収入金額が4,000の整数倍となるよう、端数を切り捨ててから計算してください。
《計算例》
給与収入金額が5,652,500円の場合、給与所得金額は3,981,600円となります。
①5,652,500円÷4,000=1,413
②1,413×4,000=5,652,000円
③5,652,000円×0.8-540,000円=3,981,600円

公的年金所得速算表

受給者の年齢	公的年金収入金額	公的年金所得金額
65歳以上(昭和28年1月2日以前生まれ)	～ 3,300,000円	収入金額 - 1,200,000円
	3,300,001円～ 4,100,000円	収入金額×0.75 - 375,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額×0.85 - 785,000円
65歳未満(昭和28年1月2日以後生まれ)	～ 1,300,000円	収入金額 - 700,000円
	1,300,001円～ 4,100,000円	収入金額×0.75 - 375,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	収入金額×0.85 - 785,000円

《計算例》
公的年金の収入金額が2,508,020円の場合、公的年金の所得金額は年齢により以下のように異なります。
①65歳以上
2,508,020円 - 1,200,000円 = 1,308,020円
②65歳未満
2,508,020円 × 0.75 - 375,000円 = 1,506,015円

*障害年金・遺族年金・老齢福祉年金・増加恩給は、公的年金収入には含まず、非課税所得となります。

所得控除一覧表(人的控除)

控除の種類等	控除額	所得税との差額	
配偶者控除 一般	70歳未満(昭和23年1月2日以降生まれ)	33万円	5万円
配偶者控除 老人	70歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者特別控除額速算表を参照	0円	0円
扶養控除 一般	16歳未満(平成14年1月2日～平成29年12月31日生まれ)	0円	0円
扶養控除 特定老人	16歳～18歳(平成11年1月2日～平成14年1月1日生まれ)	33万円	5万円
扶養控除 同居老親等	23歳～69歳(昭和23年1月2日～平成7年1月1日生まれ)	45万円	18万円
扶養控除 障害者控除	70歳以上(昭和23年1月1日以前生まれ)	38万円	10万円
障害者控除 普通障害	同居特別障害	26万円	1万円
障害者控除 特別障害	同居特別障害	30万円	10万円
障害者控除 同居特別障害	普通障害	53万円	22万円
障害者控除 基礎控除	普通障害	26万円	1万円
障害者控除	特別障害	30万円	5万円
障害者控除	同居特別障害	33万円	5万円

*平成24年度から、16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象ではなくなりました。ただし、非課税の算定基準や寡婦(夫)控除の判定、障害者控除などについては対象となりますので、扶養親族欄に氏名、生年月日等をお書きください。

配偶者特別控除額速算表

配偶者の合計所得金額	控除額	所得税との差額
380,001円～ 399,999円	33万円	5万円
400,000円～ 449,999円	33万円	3万円
450,000円～ 499,999円	31万円	
500,000円～ 549,999円	26万円	
550,000円～ 599,999円	21万円	
600,000円～ 649,999円	16万円	
650,000円～ 699,999円	11万円	
700,000円～ 749,999円	6万円	
750,000円～ 759,999円	3万円	
760,000円～	0円	

配偶者特別控除は、申告する方の合計所得金額(注1)が1,000万円以下で、かつ、配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満である場合に対象となります。(配偶者の合計所得金額により控除額が変わりますので、給与収入の場合と公的年金収入の場合では、上記速算表を参照のうえ合計所得金額を計算してください。)

(注1)合計所得金額 一般的には総所得金額と同額です。ただし、前年度以前の純損失又は雑損失がある場合には、損失を差し引く前の金額が合計所得金額となり、損失を差し引いた後の金額が総所得金額等となります。

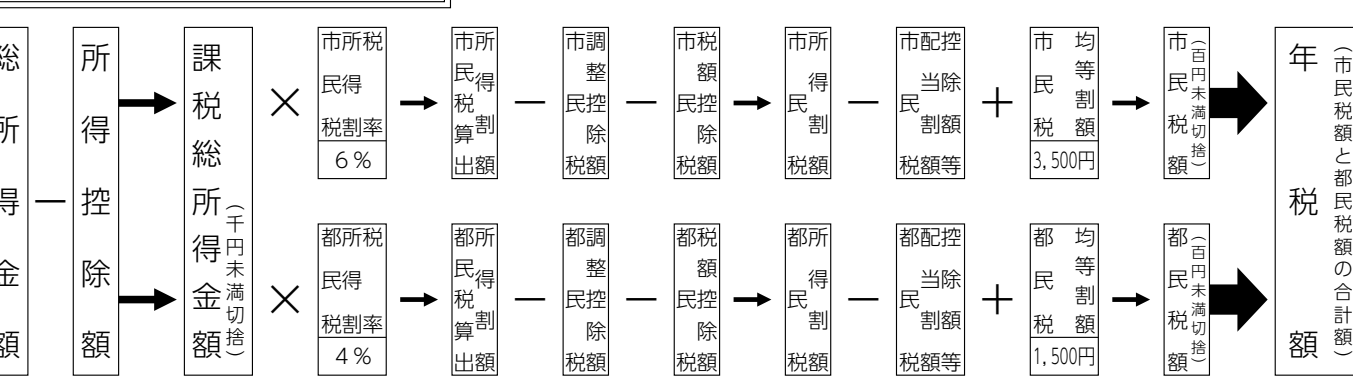
申告の方法

- 郵送で申告をされる方は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。(別紙、平成30年度八王子市「市民税・都民税申告受付」日程表のうら面の封筒をご利用ください。)
- 申告受付会場にて申告をされる方は、申告書に住所・氏名等の必要事項を記入し、必要書類をご持参のうえ、ご都合のよい申告受付会場にお越しください。(別紙、平成30年度八王子市「市民税・都民税申告受付」日程表をご覧ください。)
- ※申告会場は混雑し、お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。
- 郵送される方で申告受付書等の返送が必要な方は、返信用封筒に切手を貼り返送先の住所・氏名を記入したものを同封してください。

申告に必要なもの

- 本人が申告する場合...申告書(事前に必要事項をご記入ください)、印鑑、下記の本人確認書類(個人番号確認書類及び身元確認書類各1点)
 - 代理で申告する場合...委任状等による代理権の確認書類、代理人の身元確認書類
- | 本人確認書類等 | 個人番号確認 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど |
|---------|---|
| 身元確認 | 個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券、障害者手帳、写真付き身分証明書など...1点提示
公的医療保険の被保険者証、源泉徴収票、住民票(写)など...1点提示(代理人は2点提示) |
- 昨年中に収入があった方...平成29年分の源泉徴収票(写し可)又は収入金額のわかる書類(収入が事業・家賃・地代などである場合は、収入金額及び必要経費がわかる書類)
 - 所得控除等を受ける方...以下の証明書等(添付・提示がないと受けられません。)
 - 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除...平成29年中に支払った額の領収書や証明書
 - 障害者控除...身体障害者手帳や要の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、市で交付する認定書(介護保険の障害者控除対象者認定書)など(添付する場合は写しでもかまいません。)
 - 勤労学生控除...学生証、各種学校や職業訓練法人などから交付される証明書
- *外国に居住している配偶者、親族を扶養する場合は日本語訳付きの親族関係書類及び送金関係書類が必要です。*証明書の詳細は、うら面④・⑤の欄をご覧ください。

市民税・都民税 税額計算方法



税務署に確定申告をする方

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成・提出会場は下記のとおりです。
- 相談が必要な場合...確定申告書作成会場は、「八王子税務署」に2月16日から3月15日まで(2月18日(日)、2月25日(日)以外の土、日を除く。)開設されます。また、確定申告書作成会場以外に、税理士による無料申告相談を実施していますのでご利用ください。(別紙、平成30年度八王子市「市民税・都民税申告受付」日程表をご覧ください。)
- 提出のみの場合...確定申告書提出会場は、「八王子駅南口総合事務所特設会場」に2月16日から3月15日まで(2月18日(日)、2月25日(日)以外の土、日を除く。)開設されます。
- 詳しくは、八王子税務署(子安町四丁目4番9号)へお尋ねください。(TEL 042-622-6291)
- *期限内に確定申告すると通常の納税通知書の発送に間に合いませんので、必ず申告期限(3月15日)をお守りください。

◆住民税課では、所得税の確定申告の相談や内容点検は行っておりませんので、ご注意ください。

所得控除一覧表(人的控除以外)

控除の種類	控除額	所得税との差額
雑損控除	損害金額等-保険等で補填される金額=差引損失額(A) 控除額は①と②のいずれか多い金額 ① (A)-総所得金額等の合計額×10% ② (A)のうち災害関連支出金額-5万円	
医療費控除	控除額=(支払医療費総額)-(保険等で補填される金額)-(10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額) [限度額200万円]	
セルフメディケーション 社会保険料控除	控除額=(支払特定一般用医薬品等購入費総額)-(保険等で補填される金額)-1万2千円 [限度額8万8千円]	
生命保険料控除	雑損控除	支払保険料等の全額
	一般分・介護医療分・個人年金分・共通	支払保険料等×1/2+6,000円
	一般分・個人年金分・共通	支払保険料等×1/4+14,000円
地震保険料控除	雑損控除	支払保険料等の全額
	一般分・個人年金分・共通	支払保険料等×1/2+7,500円
	一般分・個人年金分・共通	支払保険料等×1/4+17,500円
旧長期損害保険料控除	雑損控除	支払した保険料×1/2
	一般分・個人年金分・共通	支払した保険料×1/2+2,500円
	一般分・個人年金分・共通	支払した保険料×1/2+2,500円

※新契約...平成24年1月1日以降に締結・更新した保険契約に適用されます。
※旧契約...平成23年12月31日以前に締結・更新した保険契約に適用されます。

調整控除

合所得課税	調整控除
200万円以下の方	①と②のいずれか小さい額×5%(市民税3%、都民税2%) ①人的控除額の差の合計額(注2) ②市民税・都民税の合計課税所得金額(注3)
200万円超の方	{人的控除額の差の合計額-(市民税・都民税の合計課税所得金額-200万円)}×5%(市民税3%、都民税2%) ただし、この額が市民税1,500円未満、都民税1,000円未満の場合は、市民税1,500円、都民税1,000円となります。

(注2)人的控除額の差の合計額については、「所得控除一覧表」「配偶者特別控除額速算表」の「所得税との差額」欄により、合計額を求めます。
(注3)合計課税所得金額は、一般的には課税総所得金額と同額となります。ただし、山林所得や分離課税の対象とならない退職所得がある場合には、それらを加算します。

寄附金控除額

寄附先	控除額(所得割額から税額控除)
都道府県・市町村・特別区(ふるさと納税)	①と②の合計額を市民税・都民税所得割額から税額控除 ①(寄附金-2,000円)×10% ②(寄附金-2,000円)×(90%-0~45%×1.021) 1円未満切り上げ (0~45%は寄附者に適用される所得税の限界税率) ③は個人住民税の調整控除後の所得割額の2割が限度

※所得税の限界税率とは所得税を算出する税率(注4)で、所得金額によって異なります。
※寄附金額が2,000円を超えた場合に対象となり、寄附金額は総所得金額等の30%が上限となります。
※寄附金税額控除(個人住民税)の所得割額を超える場合には、所得割額に相当する金額となります。

配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	都民税	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
証券投資(外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.8%	0.6%
信託等(外貨建等証券投資信託)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

所得割税率

税率	市民税	都民税
6%	6%	4%
均等割	市民税 3,500円	都民税 1,500円

所得税の限界税率

課税される所得金額	税率
1,000円～ 1,950,000円	5%
1,951,000円～ 3,300,000円	10%
3,301,000円～ 6,950,000円	20%
6,951,000円～ 9,000,000円	23%
9,001,000円～ 18,000,000円	33%
18,001,000円～ 40,000,000円	40%
40,001,000円～	45%

申告書の書き方 (おもて)

1 から順番に該当する項目に記入してください。 (ただし所得がなかった方は 1 を記入し、3 にお進みください。)

1 申告する方の現住所・世帯主氏名・主との続柄・職業・氏名・生年月日・個人番号・電話番号を記入し、印鑑を押してください。(転出した方は現在の住所を記入してください。)

2 所得金額の記入
① 営業等 ② 農業 ③ 不動産
(うら面にも収支の内訳を記入してください。)

収入金額合計(A) - 必要経費等(B) = 所得金額(A-B)

収入金額合計(A)・・・平成29年中に収入することが確定した金額です。
これには未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑収入やリベートなども含まれます。

必要経費等(B)・・・平成29年中に収入を得るために直接要した費用です。
これには販売した商品などの原価、雇人費、事業用固定資産などの地代・家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがあります。(生活費、所得税、市民税・都民税などは入りません。)

※なお、減価償却費がある方は、減価償却費の計算欄に明細を記入してください。

④ 利子 収入金額合計 = 利子所得金額

⑤ 配当 収入金額合計 - 株式などの元本の取得に要した負債の利子 = 配当所得の金額

⑥ 給与所得者の方は右ページ上をご覧ください。

⑦ 雑(年金)

公的年金の源泉徴収票を確認の上、右下の見本の C 支払金額を申告書の C のところに記入してください。改定通知書や振込通知書は申告の資料として使うことはできません。

※この公的年金の源泉徴収票は見本です。改定される場合があります。

⑧ 公的年金支払金額記入例

年金の源泉徴収票が2枚以上ある方は、下記の記入例を参考にしてください。

Table showing pension income breakdown with columns for pension type, amount, and total. Includes a calculation: 1,630,173円 - 必要経費等 = 所得金額

※本人の公的年金のみ記入してください。

⑨ 公的年金以外(個人年金を含む)の雑所得がある方については、下の式で所得を計算し、収入金額、経費、所得をその他の雑所得欄に記入してください。

収入金額合計 - 必要経費等 = 所得金額

おもて

2 つづき ⑥ 給与

給与の源泉徴収票をお持ちの方は、下の見本の a 支払金額と b 給与所得控除後の金額を申告書の a b のところに記入し、源泉徴収票を添付欄にホチキスどめてください。
※2ヶ所以上から給与を受けている場合は、収入の合計金額を a に記入してください。

Table showing salary and tax information with fields for payment amount (a) and net amount (b).

※ 源泉徴収票の発行を受けていない方は、雇用主から給与の支払証明書の発行を受けていただくか、申告書うら面の欄(⑥給与収入内訳)に収入金額を正確に記入してください。

3 ●所得のなかった方の記載●

所得がなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の交付(公営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、各種医療証の交付などの基礎資料になりますので、市民税・都民税の申告をしてください。

※イ～ウの該当箇所に○をつけ、必要事項を記入してください。

イ～ヌ欄……親族・知人に扶養(援助)されていた方、遺族年金・増加給付・障害年金・公的扶助(生活扶助等)・雇用保険(失業保険)・奨学金・児童扶養手当・傷病手当金を受給されていた方、預貯金(借入れ)をされていた方は該当箇所に○印をつけてください。

ル欄……申告者の出国先の国名・期間を記入してください。

ヲ欄……その他(上記以外の理由の方は、どのように生活していたかを記入してください。)

納税方法の選択

主たる給与以外の市民税・都民税について、給与から差し引いての支払いを希望する場合には「1」を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する場合は「2」を○で囲んでください。(65才未満の方で、年金所得に係る税額を、給与から差し引くのではなく個人での支払いを希望する方は「2」を○で囲んでください。)

市民税・都民税が非課税になる方

- イ. 平成30年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
ロ. 平成30年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦または寡夫で、平成29年中の合計所得金額が125万円以下の方。
ハ. 平成29年中の合計所得金額が、右表の金額以下の方。(扶養人数=控除対象配偶者+控除対象扶養親族+16歳未満扶養親族)

市民税・都民税 非課税速算表

Table with columns for number of dependents and total income, showing tax-free thresholds.

裏上段 スミ 紅 (縮小率60%)

25-1451-1-326702

4 所得控除(所得から差し引かれる金額)

- 所得税と市民税・都民税とは、所得控除額が一部を除き、異なります。
●証明書・領収書が必要な控除で、それらが添付・提示されていない場合は、その控除の適用を受けられませんので、ご注意ください。ただし⑬から⑳までの控除は、給与所得者で年末調整済みの場合は、証明書の添付・提示は必要ありません。

Table detailing various types of income deductions such as medical expenses, social security, and life insurance.

5 人的控除つづき

Table detailing personal exemptions including dependents, spouse, and other family members.

5 人的控除

Table detailing dependent exemptions for spouse and family members with specific conditions.

※外国に居住している配偶者、親族を扶養する場合は日本語付きの親族関係書類及び送金関係書類が必要です。

申告書の書き方 (うら)

うら

6 営業等、農業、不動産所得の収支内訳記入

所得の種類に応じて、該当する欄に収入と経費等の内訳を記入してください。なお、必要経費で減価償却費がある方は、減価償却費の計算欄にも明細を記入してください。

必要経費の具体例

Table listing examples of necessary expenses like materials, rent, and utilities.

7 寄附金税額控除

平成29年中に次のような団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。
◇東京都府・市町村・特別区(ふるさと納税)
◇東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部(政令で定めるもの)
◇東京都条例、八王子市条例で指定された団体
◇東日本大震災等にかかる義援金
この控除の申告には、必ず寄附金の領収書を添付してください。

8 事業専従者

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超え方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます。(ただし、控除対象配偶者等及び扶養親族は除きます。)事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。なお、事業専従者のある方は⑨事業専従者欄に記入してください。

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を申告する場合は、市民税・都民税申告書のうら面⑨欄に、明細書に記載のある地方税(住民税)の源泉徴収金額の合計金額をご記入ください。また、分離課税所得のある方は、別紙、分離課税等用の申告書をあわせてご提出ください。

10 八王子市内に事業所等・家屋敷を有する方で、市外に住所を有する方

以下のイ、ロに該当される方は、申告書うら面の⑩に記入してください。
イ. 事務所(事業所)のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に事務所・事業所・お店等がある方。
ロ. 家屋敷のある方…住所が八王子市外で、八王子市内に家屋敷(借家・アパート・マンション・社宅等を含む)がある方、家族が八王子市内に住んでいる方。

裏下段 スミ 紅 (縮小率65%)

25-1451-1-326702

